

議案第4号

平成28年度基山町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度基山町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,173,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月6日提出

基山町長 松田 一也

平成29年3月16日原案 可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,307,979	12,676	2,320,655
	1 町民税	966,672	12,676	979,348
6 地方消費税交付金		217,959	80,882	298,841
	1 地方消費税交付金	217,959	80,882	298,841
11 分担金及び負担金		92,696	△716	91,980
	2 負担金	92,696	△716	91,980
12 使用料及び手数料		87,716	18	87,734
	2 手数料	37,846	18	37,864
13 国庫支出金		697,301	144,239	841,540
	1 国庫負担金	414,765	△1,045	413,720
	2 国庫補助金	277,954	145,284	423,238
14 県支出金		391,798	△38,375	353,423
	1 県負担金	226,523	△157	226,366
	2 県補助金	121,914	△38,253	83,661
	3 委託金	43,361	35	43,396
15 財産収入		3,892	34,524	38,416
	1 財産運用収入	3,873	33	3,906
	2 財産売払収入	19	34,491	34,510
16 寄附金		603,907	345	604,252
	1 寄附金	603,907	345	604,252
17 繰入金		444,363	△72,064	372,299
	1 基金繰入金	443,900	△72,064	371,836
19 諸収入		128,372	△8,031	120,341
	1 延滞金、加算金及び過料	1,702	94	1,796
	3 貸付金元利収入	33,030	△1,325	31,705
	4 受託事業収入	33,945	△7,817	26,128



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		103,097	△960	102,137
	1 議会費	103,097	△960	102,137
2 総務費		1,617,839	△20,095	1,597,744
	1 総務管理費	1,411,301	△10,047	1,401,254
	2 徴税費	106,525	△6,300	100,225
	3 戸籍住民基本台帳費	79,340	△3,748	75,592
3 民生費		1,906,989	210,034	2,117,023
	1 社会福祉費	1,217,117	207,003	1,424,120
	2 児童福祉費	689,870	3,031	692,901
4 衛生費		675,668	△17,810	657,858
	1 保健衛生費	210,763	1,107	211,870
	2 清掃費	462,137	△18,935	443,202
	3 上水道費	2,768	18	2,786
6 農林水産業費		144,931	95	145,026
	1 農業費	140,646	57	140,703
	2 林業費	4,285	38	4,323
7 商工費		69,870	△1,482	68,388
	1 商工費	69,870	△1,482	68,388
8 土木費		489,643	△5,670	483,973
	1 土木管理費	20,938	△13	20,925
	2 道路橋梁費	232,507	△5,057	227,450
	5 住宅費	23,606	△600	23,006
9 消防費		265,072	△3,051	262,021
	1 消防費	265,072	△3,051	262,021
10 教育費		991,876	△17,854	974,022
	1 教育総務費	61,901	△2,194	59,707

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	2 小学校費	172,965	△952	172,013
	3 中学校費	409,157	△1,192	407,965
	4 社会教育費	205,595	△13,900	191,695
	5 保健体育費	116,832	384	117,216
11 災害復旧費		11,341	△2,655	8,686
	1 農林水産施設災害復旧費	9,801	△2,655	7,146
12 公債費		609,789	104,937	714,726
	1 公債費	609,789	104,937	714,726
13 諸支出金		4,421	7,273	11,694
	2 諸費	3,646	7,273	10,919
14 予備費		25,180	△64	25,116
	1 予備費	25,180	△64	25,116
歳出	合計	6,920,876	252,698	7,173,574

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	中心市街地活性化基本計画等策定業務委託料	7,500
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	子育て・若者世帯の住宅取得補助金	8,200
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金	1,416
2 総 務 費	3 戸 籍 住 民 基 本 費 台 帳 費	通知カード個人番号カード交付事業（通知カード個人番号カード事務委任交付金）	1,640
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	臨時福祉給付金事業（経済対策分）	38,618
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	多世代交流拠点施設整備事業（施設増改築工事外）	211,773
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	介護施設等整備事業（既存高齢者施設等の防犯対策）	540

3	2		
民生費	児童福祉費	多世代交流拠点施設整備事業（施設備品費）	10,000
6	1		
農林水産業費	農業費	暗渠排水事業	32,558
8	2		
土木費	道路橋梁費	本桜・城の上線道路改良事業	29,877
10	2		
教育費	小学校費	基山小学校教室エアコン設置事業	45,976
10	2		
教育費	小学校費	若基小学校教室エアコン設置事業	37,185
10	3		
教育費	中学校費	基山中学校大規模改造事業	332,422

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等 事業債	(千円) 117,200	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育施設 整備事業債	(千円) 336,600	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えることができる。	(千円) 320,700	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えることができる。
補助災害復旧 事業債	(千円) 2,800	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えることができる。	(千円) 400	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えることができる。
地域鉄道対策 事業債	(千円) 500	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えることができる。	(千円) 2,000	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えることができる。



(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
単独災害復旧 事業債	(千円) 1,200	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。ただし、町財政の都合に より据置期間及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還若しくは低 利債に借換えすることができる。	(千円) —	—	—	—	同意基準に満たなかったため。